

商務流通保安グループの 政策の動向と今後の展開

2 0 1 5 年 6 月 1 5 日
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ

目 次

1. 流通政策	 P 2
2. 中心市街地活性化	 P14
3. キャッシュレス決済の普及	 P20
4. 製品安全政策の方向性	 P25
5. 商品先物市場の活性化	 P30

1. 流通政策

- (1) 外国人観光客による地域需要の増加
- (2) 流通産業の海外展開
- (3) 2015年ミラノ国際博覧会について
- (4) 製造、卸売、小売の取引上の非効率な商習慣の見直し
- (5) 買物弱者対策

今後の流通政策の視点

課題

- 少子高齢化による国内需要の減少、消費者ニーズの多様化
- サプライチェーン上に非効率な商慣習が存在すること等による低い生産性
- 物流、流通業における人手不足の深刻化

対応の方向性

① 新たな需要の創出

- 外国人観光客による地域需要の増加
- データの活用等による消費者ニーズの多様化への対応
- 海外展開の促進
 - ・ 経済連携交渉、対話
 - ・ 国際博覧会

② サプライチェーンの効率化

- 製造、卸売、小売の取引上の非効率な商習慣の見直し
- I T 活用による業務効率化
- 物流の効率化

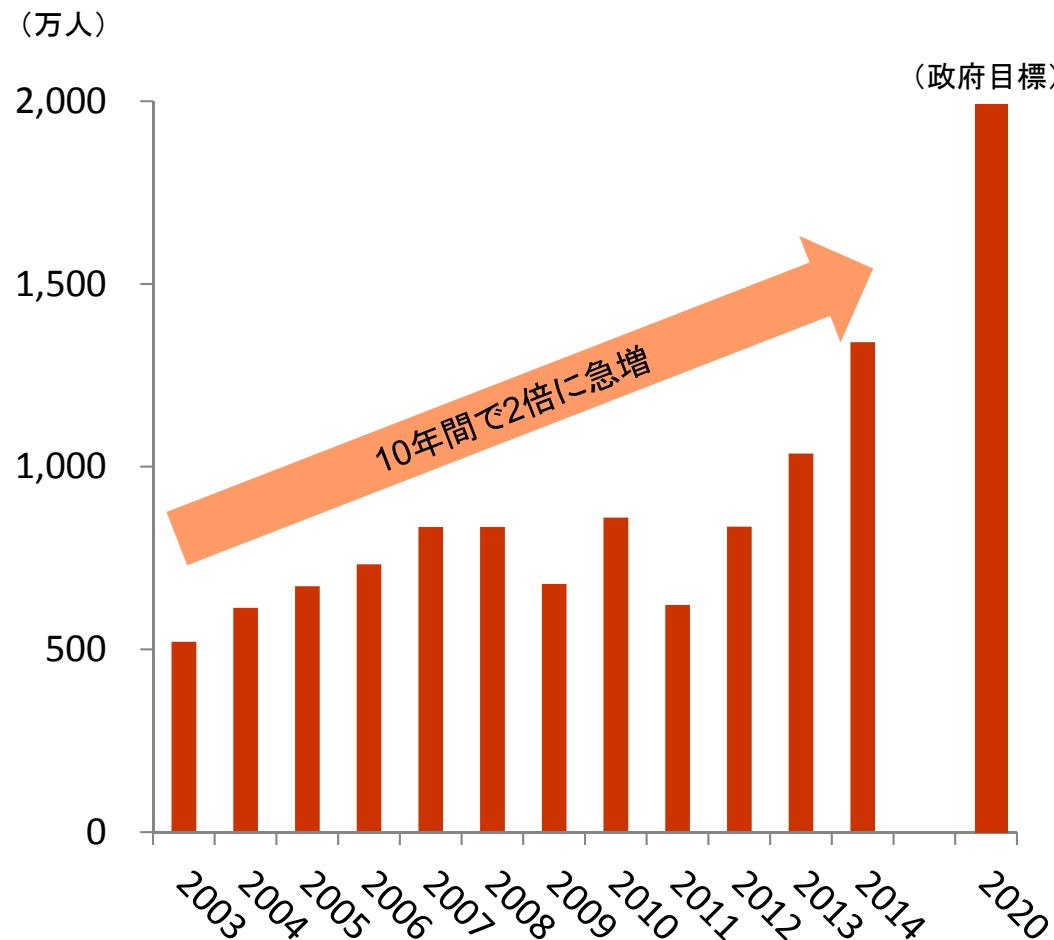
③ 流通業を通じた社会的課題の解決

- 買物弱者対策
- 女性や外国人などの多様な人材の活用

（１）外国人観光客による地域需要の増加 （訪日外国人旅行者数の推移）

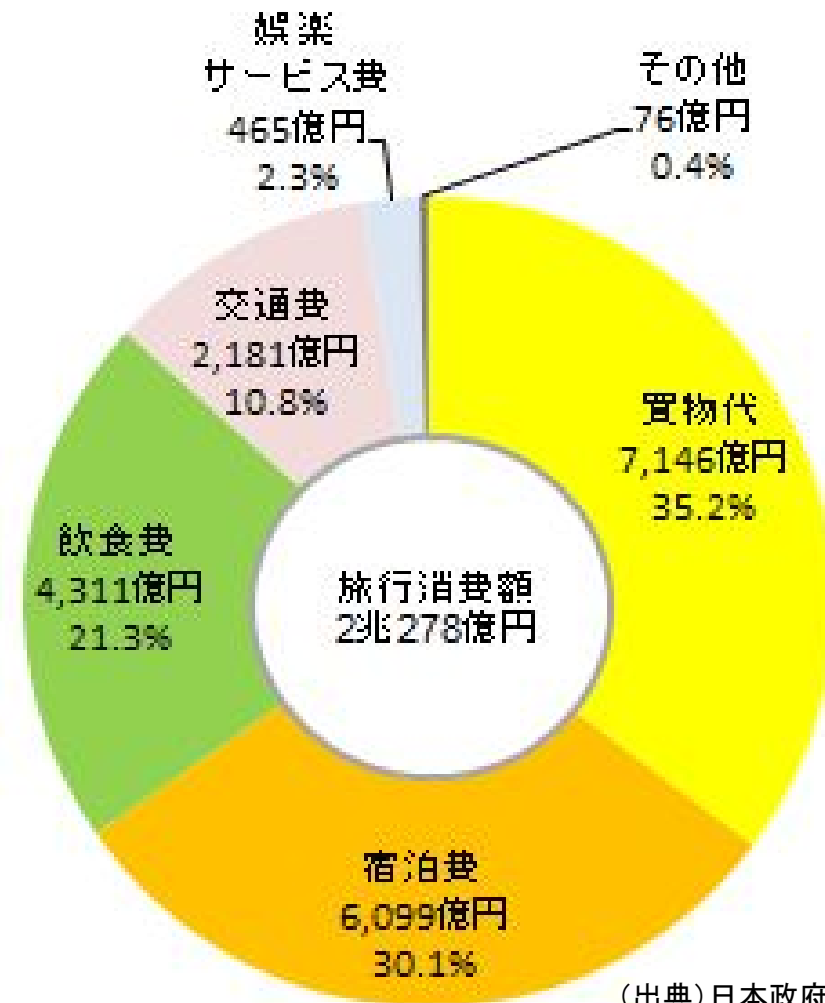
- 2014年の訪日外国人旅行者数は約1,341万人、対前年比29.4%増を達成。**10年間で約2倍に急増。**
- 2014年の訪日外国人の旅行消費額は、2兆278億円。前年（1兆4,167億円）と比べ43.1%増と、過去最高額。

【訪日外国人旅行者数の推移】



(出典) 日本政府観光局 (JNTO)

【訪日外国人旅行消費額（項目別）】



(出典) 日本政府観光局 (JNTO) 4

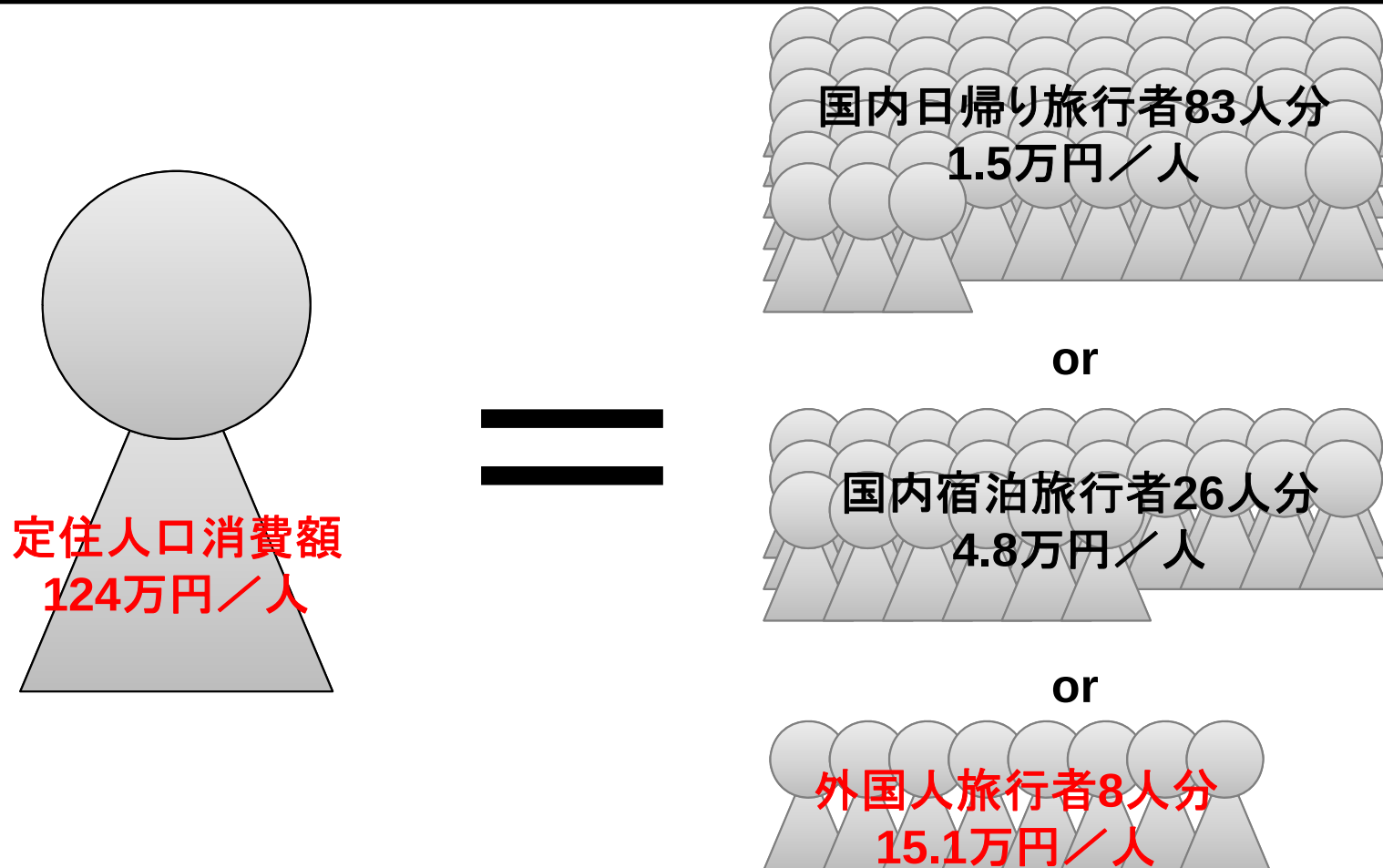
（１）外国人観光客による地域需要の増加 （参考）訪日外国人旅行者数の増加に向けたビザ緩和

	開始日	国名	以前の措置（最長滞在期間）	緩和措置（最長滞在期間）
2013	7/1	タイ	数次ビザ（90日）	IC旅券ビザ免除（15日）
		マレーシア	数次ビザ（90日）	ビザ免除再開（90日）
		ベトナム・フィリピン	一次ビザ（90日）	数次ビザ（15日）
		インドネシア	数次ビザ（15日）	数次ビザの滞在期間延長（30日）
	10/15	アラブ首長国連邦	一次ビザ（90日）	数次ビザ（90日）
	11/18	カンボジア・ラオス	一次ビザ（90日）	数次ビザ（15日）
	11/25	パプアニューギニア	一次ビザ（90日）	数次ビザ（15日）
2014	1/15	ミャンマー	一次ビザ（90日）	数次ビザ（15日）
	7/3	インド	一次ビザ（90日）	数次ビザ（15日）
	9/30	インドネシア、 フィリピン、ベトナム	数次ビザ（30日、15日、15日）	数次ビザ発給要件の大幅緩和 （有効期限最長5年、滞在期間30日等）
	11/20	インドネシア、フィリピン、ベトナム	一次ビザ（90日）	指定旅行会社パッケージツアー参加者用一次観光ビザ申請手続き簡素化（渡航費用支弁能力確認書等の省略）
	12/1	インドネシア	数次ビザ（30日）	IC旅券事前登録制によるビザ免除
2015	1/19	中国	数次ビザ（90日） ※十分な経済力を有する者で最初の訪日時に沖縄・東北三県に1泊以上	・個人観光客の沖縄・東北三県数次ビザの経済力要件緩和 ・ 相当の高所得者に対する個人観光数次ビザの発給開始

（資料）外務省HPより作成

(1) 外国人観光客による地域需要の増加 (参考) 訪日外国人旅行者による経済効果

○観光交流人口増大による経済効果を試算すると、定住人口1人当たりの年間消費額は、旅行者の消費に換算すると外国人旅行者8人分に該当する。



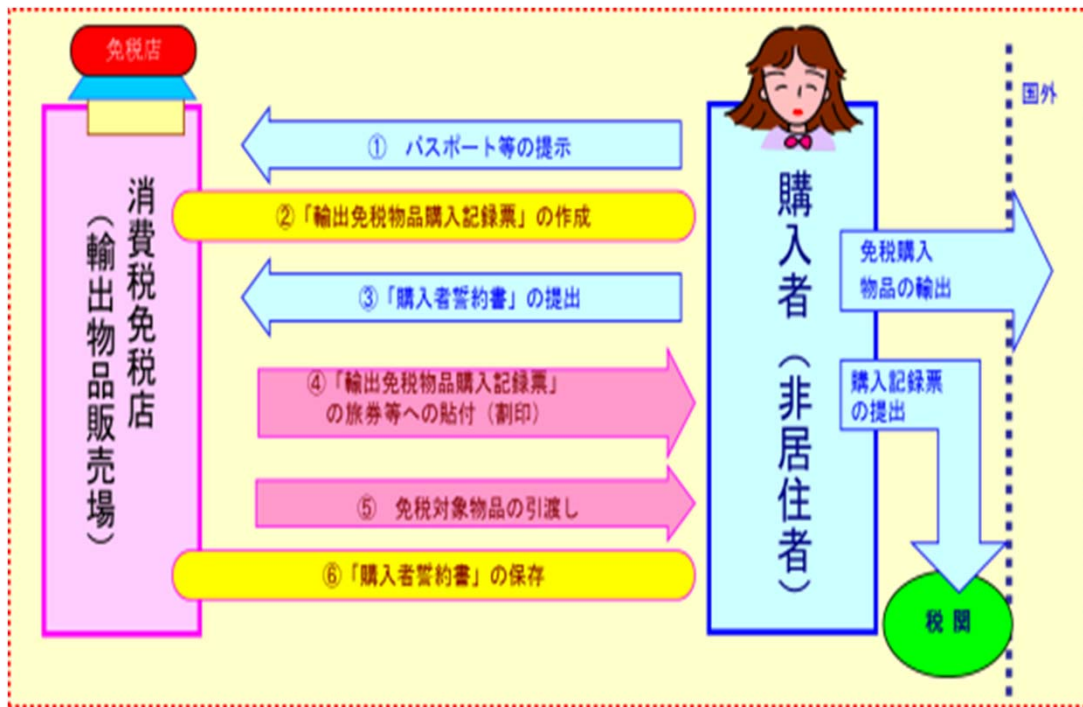
定住人口は平成22年国勢調査(総務省)、定住人口1人当たり年間消費額は平成25年家計調査(総務省)による。
旅行消費額の訪日外国人旅行は訪日外国人消費動向調査(2014年)より算出、国内旅行は旅行・観光消費動向調査(2013年各四半期報)より算出。
訪日外国人旅行者はJNTO(2014年)発表数値、国内旅行者は旅行・観光消費動向調査(2013年各四半期報)より算出。
訪日外国人旅行者1人1回当たり消費額は訪日外国人消費動向調査(2014年)、国内旅行者(宿泊/日帰り)1人1回当たり消費額は旅行・観光消費動向調査(2013年各四半期報)より算出。
定住人口1人減少分に相当する旅行者人数は、定住人口1人当たり年間消費額を訪日外国人旅行者又は国内旅行者1人1回当たり消費額で除したもの。(※観光庁資料)

（１）外国人観光客による地域需要の増加（外国人旅行者向けの消費税免税制度の拡充）

【消費税免税店制度とは】

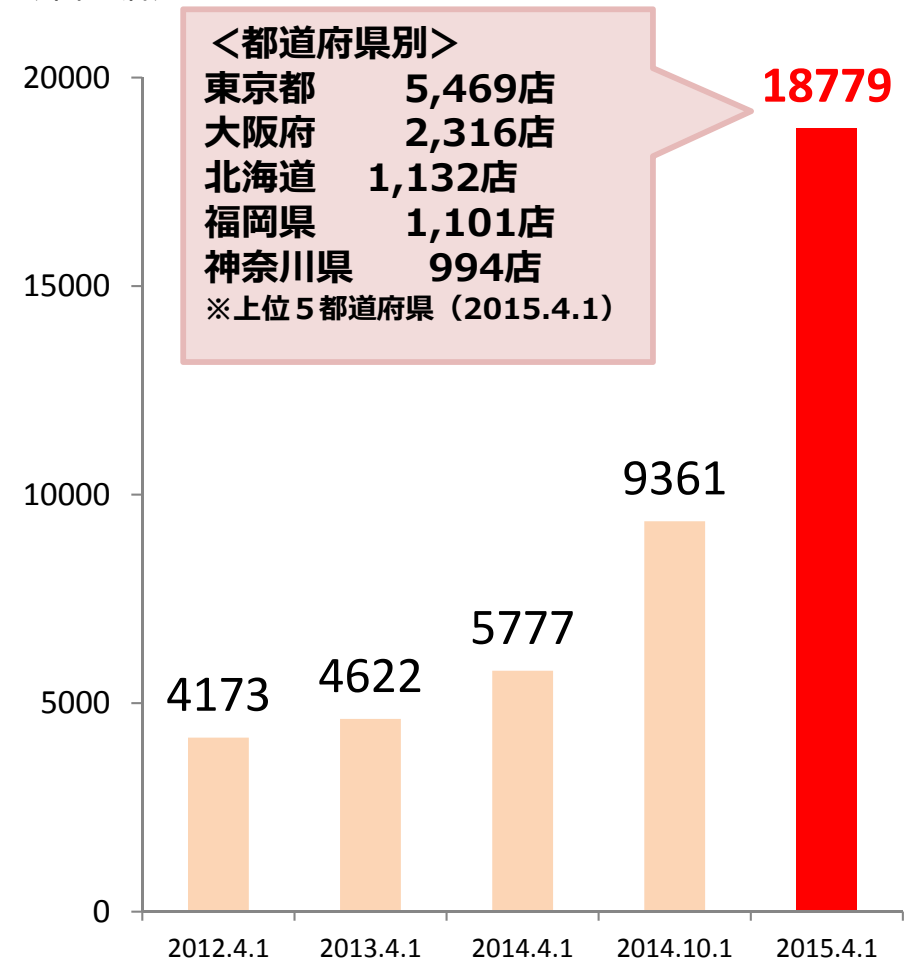
消費税免税店（輸出物品販売場）を經營する事業者が、外国人旅行者等の**非居住者**に対して**一定の方法**で販売する場合には、消費税が免除される制度

【免税手続きの概要】



【免税店数の推移】

（単位：店）



(1) 外国人観光客による地域需要の増加 (外国人旅行者向けの消費税免税制度の拡充)

- 外国人需要を獲得すべく、消費税免税制度を拡充。
- 平成26年度税制改正では、これまで免税対象から除かれていた食品類、化粧品類等の消耗品を含め、**全ての品目が免税対象**となった
- 平成27年度税制改正では、これまでは個別店舗ごとに免税手続きを行う必要があったが、各店舗の**免税手続きを第三者に委託することが可能**となった。

○対象品目の拡大 (平成26年10月1日より)

これまで免税対象から除かれていた食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品を含め、**全ての品目が免税対象**となった。

一般物品 (消耗品以外のもの)



家電製品



着物・服



カバン

等

消耗品 (食品類、飲料類、その他の消耗品)



食品類



薬品類



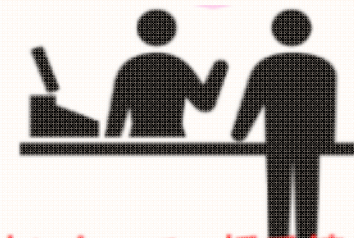
化粧品類

等

○一括カウンターの設置 (平成27年4月1日より)

商店街やショッピングセンター等において、**各店舗の免税手続きを第三者に委託することが可能**となった。

【商店街に一括カウンターを設置する例】



免税カウンターで一括手続きが可能に！



商店街



= 免税手続き委託カウンター (一括カウンター)

(1) 外国人観光客による地域需要の増加（外国語による商品情報提供）

- 外国人観光客による消費が活性化しているが、一部の商品については、製品の情報が見送られているものも存在。
- アレルギーや宗教上等の不安へ対応するため、外国人に対し、**外国語による商品情報をシステム等を活用し、提供**していく取組を推進。



外国語による
商品情報提供
システムの構築



2014年度

- 多言語での商品情報提供の課題抽出

2015年度

- メーカー・卸売・小売の参画するWGの立上げ
- ITを活用した外国人向け商品情報多言語提供システムの標準仕様の検討

2016年度～

- システムの活用、活用成果に基づく普及促進

(2) 流通産業の海外展開

- 主要な進出先であるアジア諸国の一部には、外資企業の出資・出店を阻む規制が存在するほか、経営の担い手となる人材の確保・育成といった課題が存在。
- 経済連携協定交渉**や**二国間対話**を通じ、高水準の自由化約束を要請するとともに、**招聘研修**を実施するなど、我が国流通業の海外展開と現地の流通近代化を後押し。

【現状・課題】

国名	主な規制
インドネシア (尼)	次のような業態などでの外資参入は認められない ・コンビニエンスストアなどを含む、 店舗面積400㎡未満のミニマーケット ・同1,200㎡未満のスーパーマーケット
ベトナム (越)	外資系流通業の多店舗展開に審査を課すENT (Economic Needs Tests)。2013年6月、条件付ながら 500㎡未満の店舗はENTの対象外となった。
マレーシア (馬)	次のような業態などでの外資参入は認められない ・コンビニエンスストア ・店舗面積3,000㎡未満のミニマーケット、 スーパーマーケット
ミャンマー (緬)	2014年8月に改訂されたミャンマー投資委員会通達によると、流通業は規制業種の対象外となったが、実際の運用面では曖昧さが残る

【対応策】

1. 経済連携協定

- 経済連携協定交渉を通じ、高水準の自由化約束を要請

2. 二国間対話（成果と課題）

- 局長級の二国間対話を行い、規制の緩和・明確化を要求
 - 14年 9月「第3回日本ベトナム流通・物流政策対話」
(成果)ENTが一部緩和された他、外資企業もサブリースが可能となる法案が14年11月に可決された
 - 14年 9月「第1回日本ミャンマー流通政策対話」
(課題)依然として外資小売業の設立は難しい模様
 - 14年11月「日本インドネシア流通政策対話(Tech)」
(課題)ローカルコンテンツ要求は一部例外規定が認められたが、外資コンビニなどへの出資規制が大きな課題
 - 15年 3月「第4回日本ベトナム流通・物流政策対話」



『第1回日本ミャンマー
流通政策対話』
(14年9月 ネーピードー)



『第4回日本ベトナム
流通・物流政策対話』
(15年3月 東京)

3. 流通政策研修

- 現地の流通事業者や政府関係者を招聘し、現地人材の育成を後押し。15年度は尼、越、緬向けに開催予定

(3) 国際博覧会 (2015年ミラノ国際博覧会)

- 開催期間: 2015年5月1日～10月31日(6ヶ月間)
- ・参加国等: 148ヶ国・地域・国際機関が参加表明
- ミラノ博テーマ: 地球に食料を、生命にエネルギーを
- 日本館出展テーマ: Harmonious Diversity – 共存する多様性-
- 日本食とともに日本のアニメコンテンツや伝統工芸品などの日本文化、地球規模の課題(「食料問題」)の解決に向けた取り組みを国際社会に発信。
- 7月11日のJAPAN DAYには特別イベントを開催。
- 経済産業省及び農林水産省を幹事省、国土交通省を副幹事省、独立行政法人日本貿易振興機構を参加機関として公式参加。

【博覧会会場】



【ミラノ博ロゴ・マスコット】



《日本館全体イメージ図》



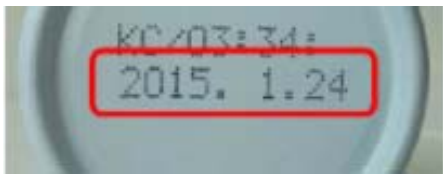
(4) 製造、卸売、小売の取引上の非効率な商習慣の見直し

- 日本では、年間約1,700万トンの食品廃棄物が排出。このうち、本来食べられるのに廃棄されているものは、年間約500～800万トン含まれると推計。(2010年度)
- 2013年の返品額は1,700億円。返品はメーカー・卸売・小売の各企業にとって価値を生まず、流通コストを増大させるとともに、最終的に消費者が支払う商品価格に転嫁。
- 過剰に発生している**商品廃棄・返品とそれに伴うコストを削減**するべく、「製・配・販連携協議会」(メーカー・卸売・小売の53社で構成)を組織し、**商慣習の見直し**や**企業間の連携強化**に取り組んでいる。

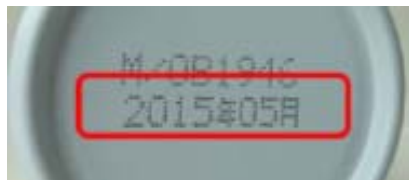
①賞味期限の年月表示化

- ・ 加工食品の賞味期限表示を、現在の「年月日」から「年月」へと変更することで、納品時の日付逆転の発生頻度を減らし、保管・配送・入出荷の作業を効率化する。
- ・ 賞味期限が1年以上のものについて、2015年7月から、協議会参加の大手食品メーカー3社が先行的に実施予定。

<現状>



<移行後>



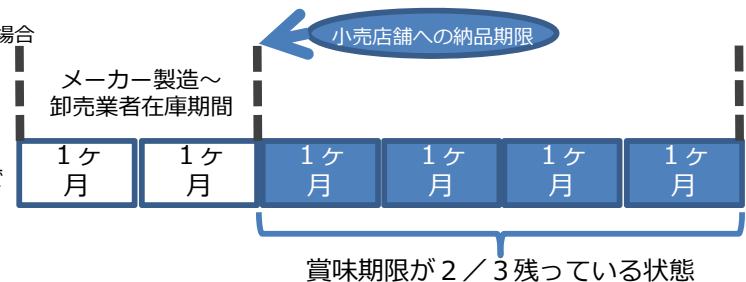
(出典) キリン株式会社ホームページ

②納品期限の見直し実証実験

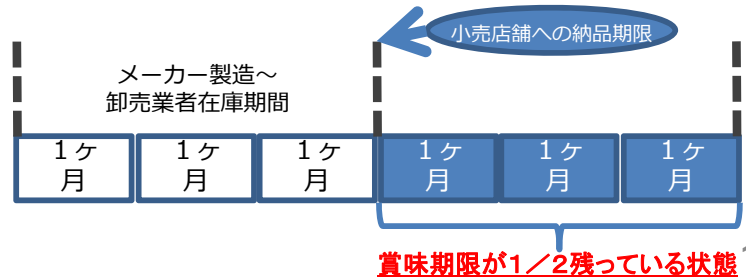
- ・ 店舗への納品期限を現行水準(賞味期間の2/3残り)から1/2へ緩和し、返品・廃棄等の削減を図る。
- ・ 飲料及び賞味期間180日以上菓子について、年間約40,000トンの食品ロス・返品削減効果を推計。

納品期限見直しのイメージ図
※賞味期限が製造から6ヶ月の商品の場合

【プロジェクト実施前】
賞味期限が2/3残った状態で
小売店舗へ納品する場合



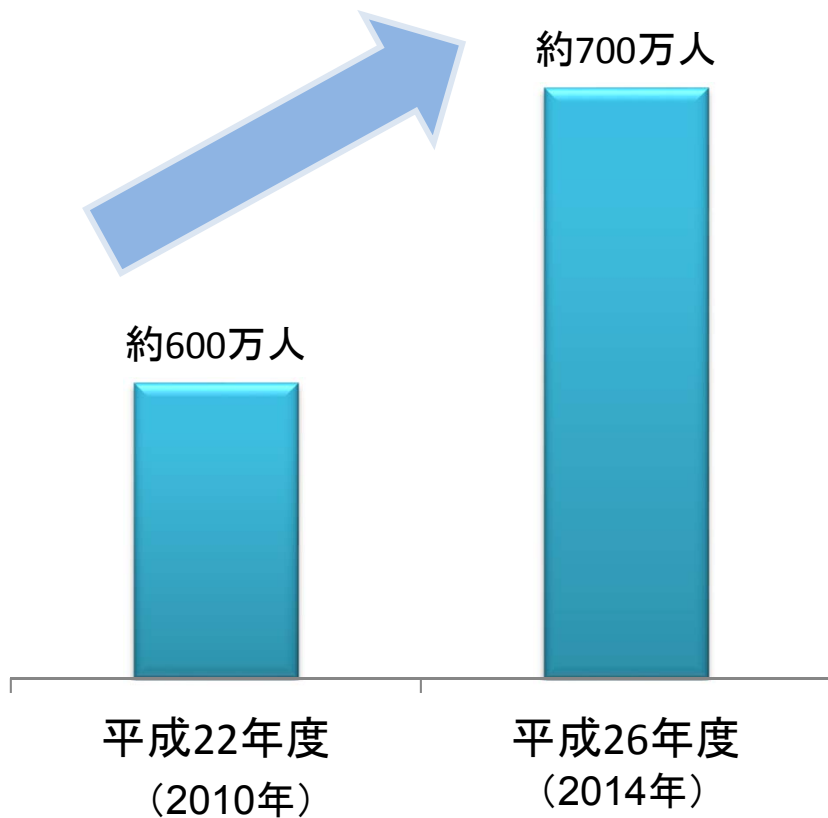
【プロジェクト実施中】
賞味期限が1/2残った状態で
小売店舗へ納品する場合



(5) 買物弱者対策

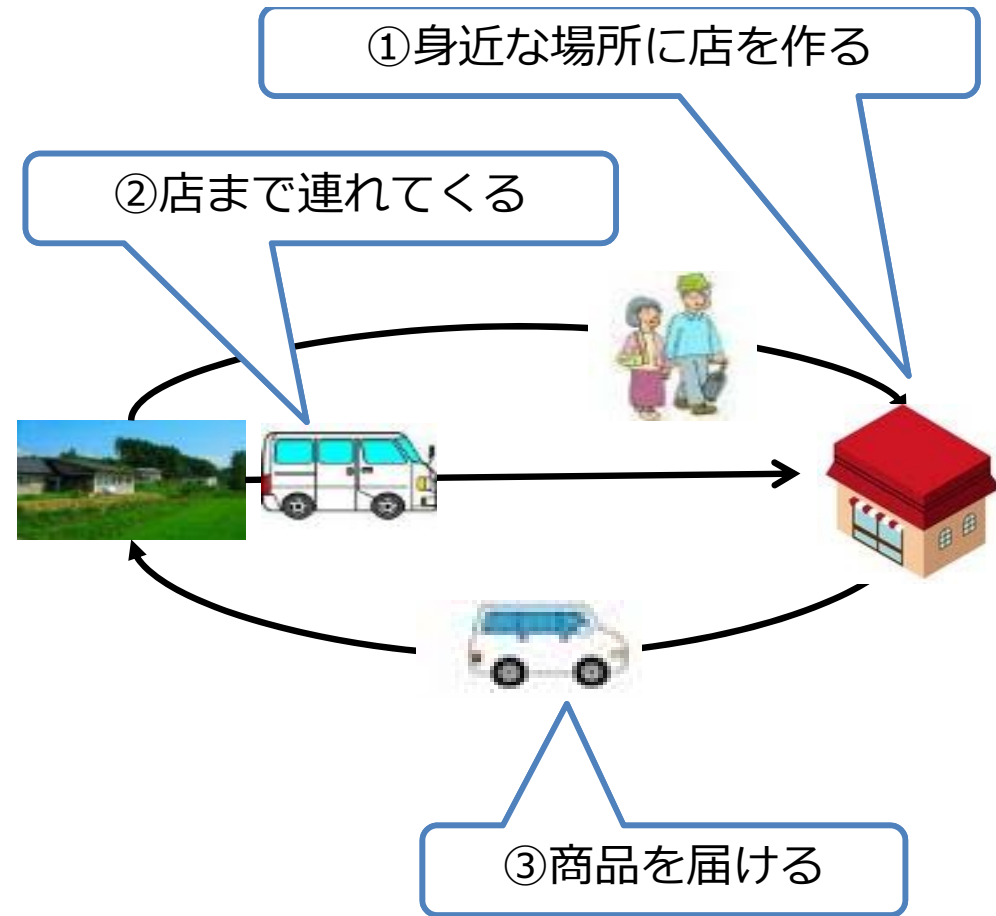
- 人口減少・高齢化が進んだ地域などにおいては、人口減少や少子・高齢化等を背景とした小売店舗の閉鎖などにより、買物に困難を抱える方々に対するサービスの提供が課題。
- 事業採算性などの点において問題を抱えていることから、**持続可能な事業モデルの構築を検討**。

全国を買物弱者数



(算出方法) 買物に困難を感じている人の割合
×
60歳以上高齢者数

買物環境整備に向けた3つの視点



これらの視点を踏まえたモデル事業を行う事業者に対する支援を実施(平成26年度補正予算)。

2. 中心市街地活性化

中心市街地活性化（中心市街地活性化法の改正について）

<法改正の経緯>

中心市街地活性化法を創設（1998年）

- (1) 「市街地の整備改善」及び「商業の活性化のための事業」に対する支援措置の創設
- (2) 市町村が単独で基本計画を作成・公表し、関係省庁が各事業に対しそれぞれ支援（**690の基本計画を策定**）

中心市街地活性化法の改正の概要（2006年）

- (1) 「生活空間としての中心市街地」の再生
⇒支援措置に「**都市福利施設の整備**」及び「**まちなか居住の推進**」を拡充
 - (2) 国の支援の選択と集中
⇒**中心市街地活性化本部を創設**し、総合的な視点から市町村の取組を評価・支援するため、**内閣総理大臣が**関係省庁の同意を経て**基本計画を認定（125市の基本計画を認定）**
- 少子高齢化・都市機能の郊外移転等により中心市街地の商機能衰退や空き店舗等の増加に歯止めが掛からない状況
 - コンパクトシティの実現に際して重要な要素となる「中心市街地の活性化」が喫緊の課題

中心市街地活性化法の改正の概要（2014年）



【重点支援】～民間投資を喚起する新たな制度の創設～

○経済波及効果が高く、地元の強いコミットメントがある民間プロジェクトに対し、予算措置の拡充、税制優遇措置、無利子融資、大店立地法の特例等の重点支援を実施

【地域の創意工夫支援】～規制緩和の拡大～

○オープンカフェ等の実施を可能とする道路占用の許可の特例措置 等

中心市街地活性化（都市全体の活力維持・向上に向けた施策の連携）

- 中心市街地の活性化には、都市全体の活力の維持・向上が必要であり、周辺地域の居住人口や都市を繋ぐ交通インフラの維持・充実が不可欠であることから、2014年の通常国会において、関連3法を同時に改正するとともに、それぞれの法律における計画の相互の適合・調和を図ることを規定。

都市の再生



都市再生特別措置法を改正

- 民間投資やそれへの支援を効果的にするための土俵づくり（多極ネットワーク型コンパクトシティ化）
- 都市全体の観点から見た生活機能や居住機能等の立地施策

連携

中心市街地活性化施策の強化



中心市街地活性化法を改正

- 民間投資の喚起による地域経済活力の向上
- 市町村の裾野拡大
- 周辺地域に波及効果がある中心市街地の民間プロジェクトの重点支援 等

地域公共交通の充実



地域公共交通活性化・再生法を改正

- 交通政策基本法を踏まえた地域公共交通の目指すべき方向性の明確化
- まちづくり等の地域戦略と一体となった総合的な地域公共交通のネットワークの形成
- 地域公共交通ネットワークの再編の実効性を確保する仕組みづくり

これまでの取組の事例(滋賀県長浜市:人口12万人)

統一的なコンセプトによる 観光まちづくりを通じたにぎわいづくり

- 長浜市や商工会議所、民間が出資する長浜まちづくり会社(コーディネーター:吉井茂人氏)を中心に、事業を展開。
- 1989年から、街並みの統一を図るデザインコードを定めた上で、不動産の所有と利用の分離の手法を活用。空き店舗の改修を含め、複数の伝統的町屋の土地・建物の一元的な運営(日本政策金融公庫:融資、経産省:補助金)をすることによって、観光資源としての黒壁スクエアの魅力を高めた。
- 伝統的町屋では、民間事業者が、体験型宿泊施設や地場産品を扱う店舗、特産品であるガラス製の生活雑貨店等を新規開業。観光客の滞在時間の延長、宿泊者数の増加に寄与。
- こうした取組によって、年間200万人の観光客が訪れる、新たな観光のまちに発展。

【歩行者・自転車通行量(／日)】

2.5万人(2009) ⇒ 3.5万人(2012) ⇒ 3.7万人(2019:目標値)

【宿泊者数(／年)】

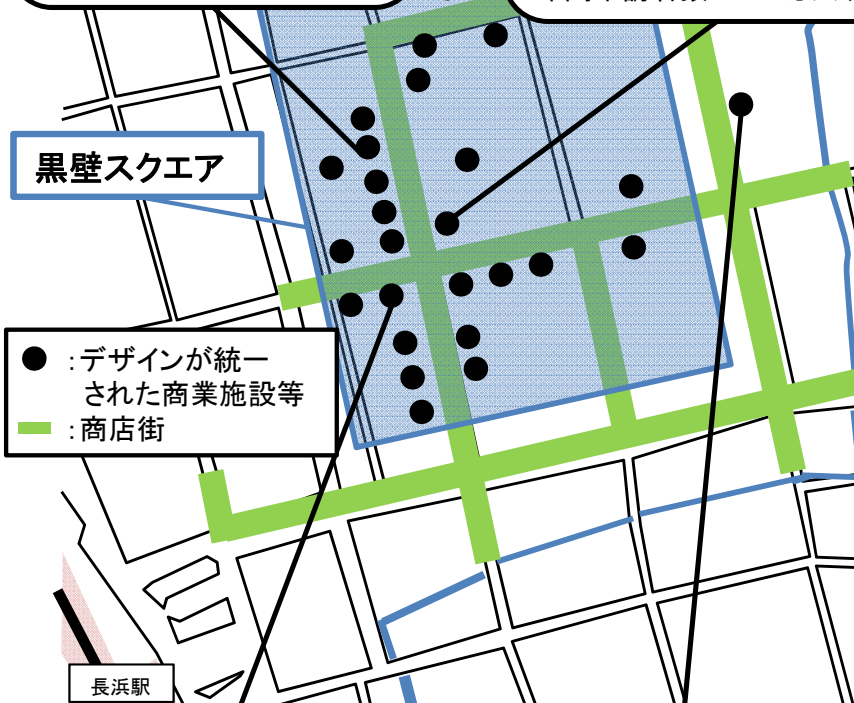
37.2万人(2007) ⇒ 41.0万人(2012) ⇒ 42.0万人(2019:目標値)



● びわこレストランROKU



● 黒壁ガラス館
年間来訪者数:193万人(H20)



● 黒壁AMISU

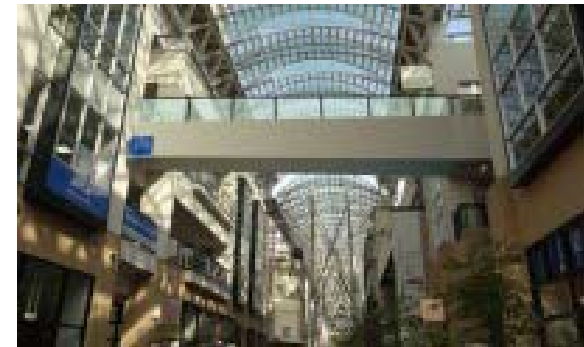


ひきやま
● 曳山博物館
年間来訪者数:4万人(H26)

これまでの取組の事例(香川県高松市:人口42万人)

商・医・住の一体化による 地域住民の利便性向上を通じたにぎわいづくり

- 高松市と丸亀町商店街振興組合が出資するまちづくり会社を中心に、定期借地権方式を活用した再開発を実施。統一感のある街並みと街区毎に機能を分化させた店舗集積を実現。
- 2009年、まちづくり会社は「車に依存しない、歩いて事足る街」をコンセプトに、複合施設(商業・医療・住居)を整備(民都機構:出資、経産省:補助金)。同施設では、Uターンした医師が、診療所を開設し、高層階に住む住民への往診を行うなど、住民にとって魅力的なサービスが提供されている。
- 地元鉄道会社が、自社のICカード乗車券と連携した電子マネー及びポイントサービスの事業を展開(経産省:補助金)。周辺地域から商店街への人の流れを生み出している。
- これらの取組の結果、空き店舗率が低下するとともに、周辺地域からの移住者を中心に、居住人口が増加。



＜高松丸亀町商店街＞

＜高松市中心市街地＞

【空き店舗率】

16.6%(2012) ⇒ 16.5%(2013) ⇒ 14.9%(2018:目標値)

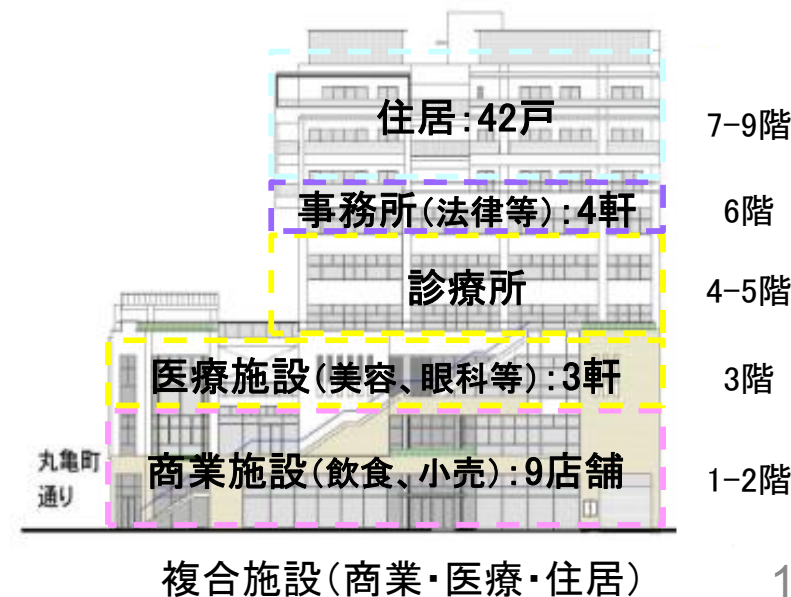
＜高松丸亀町商店街＞

【空き店舗率】

7.5% (2010) ⇒ 2.4% (2012)

【来訪者数(／日)】

2.7万人(2006) ⇒ 3.6万人(2012)



中心市街地活性化（まち・ひと・しごと創生総合戦略での位置付け）

まち・ひと・しごと創生法

2014年11月28日公布

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

まち・ひと・しごと創生総合戦略

（まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向性）

2014年12月27日閣議決定

「しごとの創生」と「ひとの創生」の政策パッケージ（「しごと」と「ひと」の好循環づくり）

地方に「しごと」が生まれ、地方への新しい「ひと」の流れが生じると、その「ひと」が地方で新しい「しごと」を創出し、好循環が達成される。この好循環は、地方における若い世代の結婚・出産・子育てに関する希望がかなう環境を整えることにより、持続的なものとなる。

「まちの創生」の政策パッケージ（「しごと」と「ひと」の好循環を支える「まち」の活性化）

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して暮らす社会環境を作り出す必要がある。こうした「まちの創生」を目指し、国が地方公共団体においてそれぞれの実情に応じた戦略を策定・推進することを支援。

地方都市における経済・生活圏の形成

①都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成

都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成の実現に向けた市町村の取組が一層円滑に進められるように、関係府省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム（仮称）」を設け、強力な支援体制を構築する。具体的には、「市町村からの相談等のワンストップ対応」、「政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有」、「コンパクトシティの推進・施設整備等に係る金融機関の協力」等の支援を進めていく。

②地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定

中心市街地活性化法等を活用し、魅力ある地方都市の拠点づくりを推進するため、インパクト・波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、複合的な機能の整備支援の充実を図るとともに、「土地の所有と利用の分離」の手法等を活用したこれらの機能の再整備等、空き店舗の解消等を促進する。こうした総合的な対策を強力かつ一体的に支援するため、省庁横断的な視点で制度改正・財政支援措置を含めた包括的かつ抜本的な政策パッケージを2015年中に策定する。

3. キャッシュレス決済の普及

日本再興戦略改訂2014(2014年6月24日閣議決定)より

5. 立地競争力の更なる強化

5-2 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 金融・資本市場の活性化

② 資金決済高度化等

・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上を図る。このため、訪日外国人の増加を見据えた海外発行クレジットカード等の利便性向上策、クレジットカード等を消費者が安全利用できる環境の整備及び公的分野での電子納付等の普及をはじめとした電子決済の利用拡大等について、関係省庁において年内に対応策を取りまとめる。

キャッシュレス化に向けた方策（2014年12月26日公表）

内閣官房、金融庁、消費者庁、
経済産業省、国土交通省、観光庁

1. 訪日外国人向けの利便性向上等

- ① 地方商店街や観光地等でのカード決済の促進 ② カード利用可能な店舗である旨の表示促進
- ③ 百貨店における面前決済の一般化 ④ 海外発行カード対応ATMの設置

2. クレジットカード等を安全に利用できる環境整備

- ① 悪質な加盟店の排除 ② クレジットカード番号等の管理、IC対応などのセキュリティ強化
- ③ 消費者教育によるキャッシュレスの理解増進

3. 公的分野の効率性向上の観点からの電子決済の利用拡大

- ① 公的納付金の電子納付の一層の普及 ② 官公庁におけるカード決済による調達促進

キャッシュレス化に向けた取組状況

①地方商店街や観光地等でのカード決済の促進

<現状と課題>

- 商店街や観光地においては、買い物等を行う際にクレジットカードが使えない店舗があり、訪日外国人旅行者の需要を十分に取込めていない。

<取組状況>

- 「商店街まちづくり事業」を活用し、全国22の地方商店街において決済端末の導入を決定。
- 引き続き、地方商店街や観光地等でのカード決済の普及拡大に向けて、商店街関係者等への働きかけを行うとともに、必要な支援を行う。



(決済端末の例)

②カード利用可能な店舗である旨の表示促進

<現状と課題>

- クレジットカードが利用可能な店舗であるにもかかわらず、訪日外国人にとって、利用可能かどうか分かりにくい。そのため、クレジットカードが利用可能であることの表示の促進が必要。

<取組状況>

- 日本政府観光局(JNTO)のホームページ等において、クレジットカードを利用できる場所等を掲載し、訪日外国人旅行者への周知を実施中。
- また、百貨店において、顧客にクレジットカード等利用可能店舗であることを示すための表示を掲載中。



(百貨店における表示例)

③百貨店における面前決済の一般化

<現状と課題>

- 百貨店においてカード決済を行う際に、顧客の面前で決済を行わないことが多いため、外国人観光客等が不安に感じる。

<取組状況>

- 外国人観光客が多く訪れる百貨店を中心に、面前決済の拡大に取り組んでいる。

<従来> 店舗奥まで顧客のカードを持ち込んで決済。



<今後> 顧客の面前でカード決済



④海外発行カード対応ATMの設置

<現状と課題>

- 海外発行カードに対応している銀行ATMは、国内の一部のみ。銀行やコンビニエンスストア等に設置されているATMを海外発行カード対応にさせることが必要。

<取組状況>

- メガバンクやコンビニエンスストア等が、海外発行カードへのATM対応を表明。
- 一部の地方銀行も、海外カードに対応した他行との連携によりATMを導入。

例：岐阜高山駅前において、十六銀行が、セブン銀行の海外発行カードに対応したATMを併設。

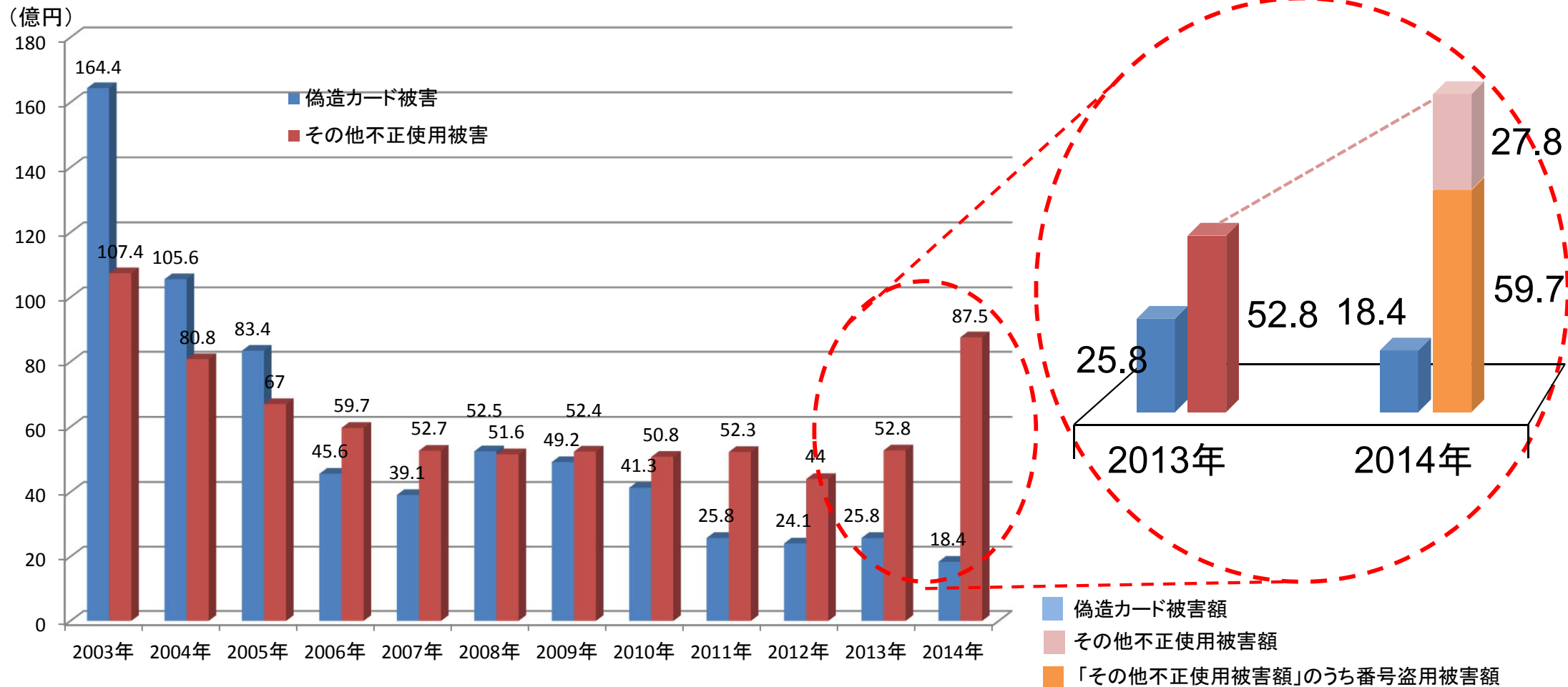


(海外カードに対応したATM)

クレジットカードの不正使用被害の状況

○クレジットカード不正使用被害額は、2003年以降減少傾向にあったが、2007年以降は下げ止まり、2013年は約79億円(対前年度比+15.4%)、2014年は約106億円(対前年度比+34.7%)と被害額が増加している。

○特に番号盗用による被害額の増加が大きい。



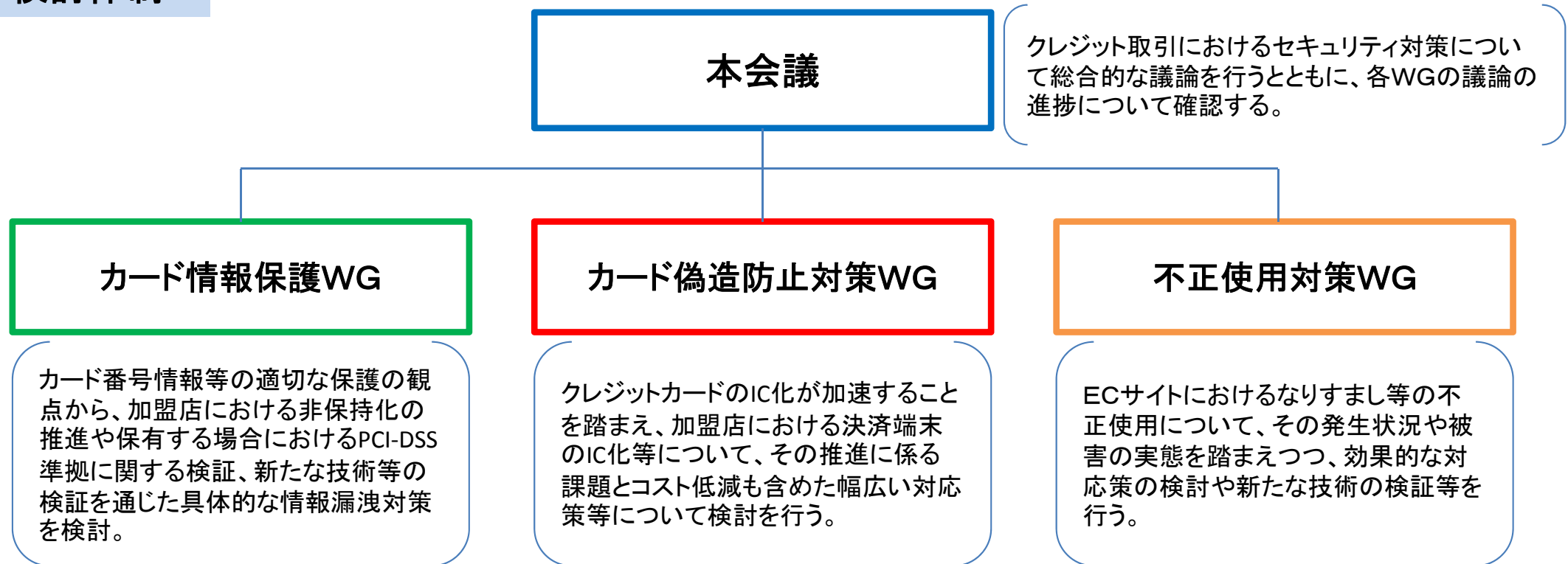
(注)不正使用被害額は、クレジット業界負担分のみであり、加盟店負担分等は含まれない。

出典:一般社団法人日本クレジット協会「クレジットカード不正使用被害の集計結果について」

クレジット取引セキュリティ対策協議会について

○2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催等を踏まえ、世界最高水準のクレジット取引のセキュリティ環境を整備するため、主要国際ブランド全社、カード加盟店、決済端末メーカー、セキュリティ事業者等幅広い関係事業者からなる「クレジット取引セキュリティ対策協議会」が設立され、セキュリティ対策の強化に向けた取組について検討を実施中。

検討体制



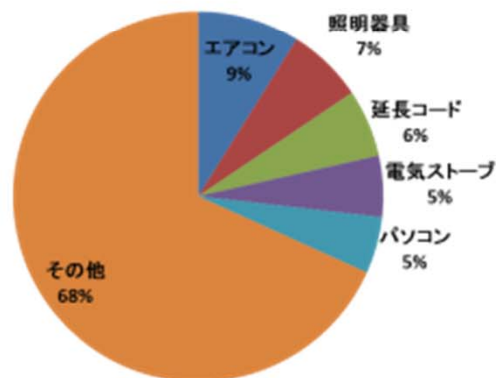
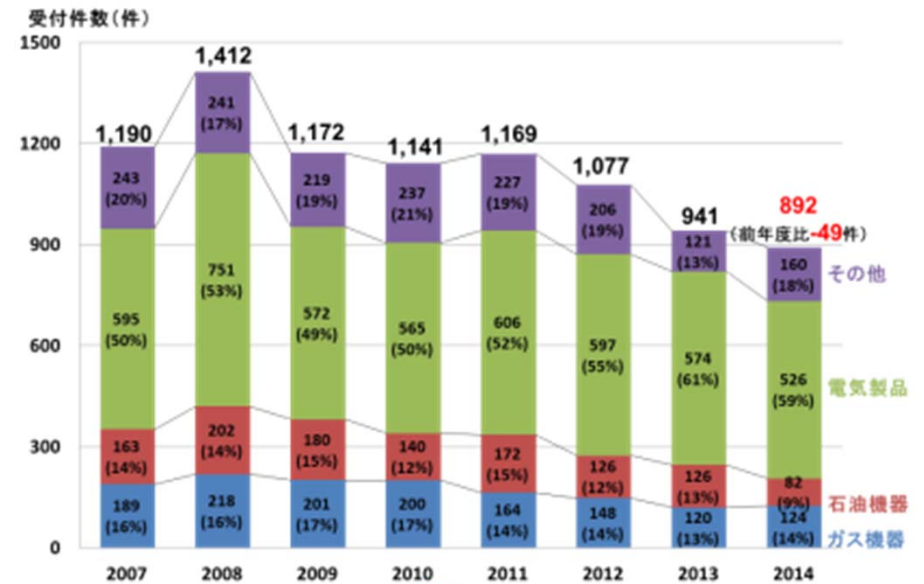
4. 製品安全政策の方向性

製品安全に関する事故の状況

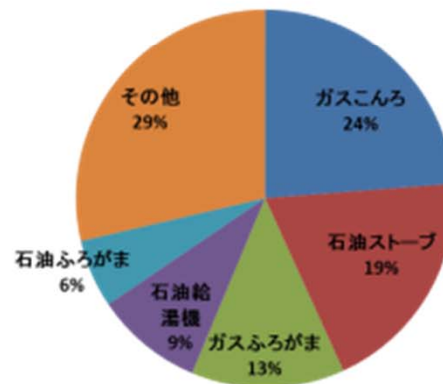
- 2007年5月、製造・輸入事業者から国への重大製品事故情報の報告義務を定めた、重大製品事故報告・公表制度を創設。
- 2009年度～2012年度の重大製品事故の受付件数は、年間千件を超える水準で推移。
- 直近2年程度は減少しており、改善傾向も見られるが、未だに高水準。

2014年度 重大製品事故の受付件数

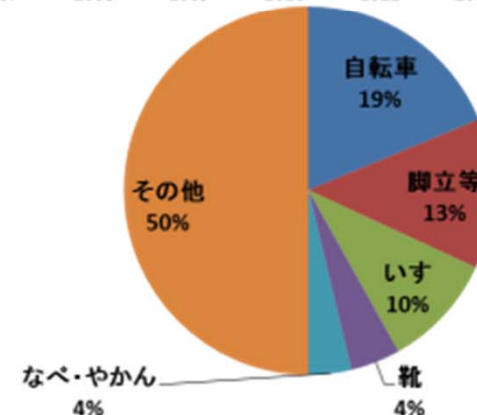
	死亡	(うち火災による死亡)	重傷	(うち火災による重傷)	火災	CO中毒	後遺障害	計
ガス機器	4	(3)	5	(0)	112	3	0	124
石油機器	9	(9)	2	(2)	70	1	0	82
電気製品	8	(8)	16	(1)	501	1	0	526
その他	12	(0)	142	(0)	6	0	0	160
合 計	33	(20)	162	(3)	692	5	0	892



電気製品(526件)



燃焼器具(206件)

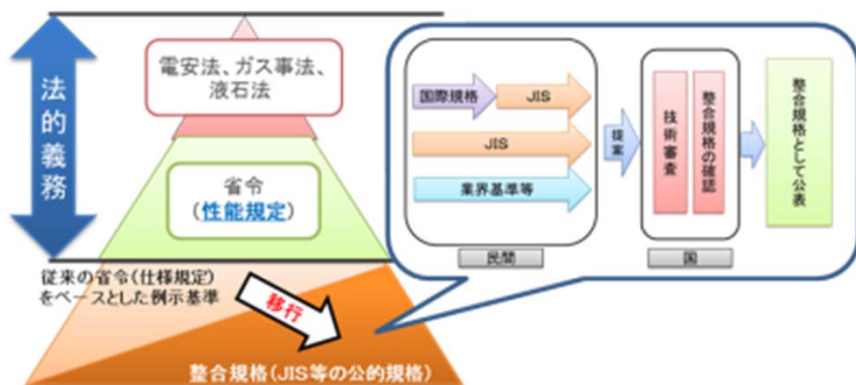


その他(160件)

製品安全規制のスマート化

- 技術革新に迅速に対応するための規制の見直しとともに、事業者の自主的な事故の未然防止対策の高度化支援を行う基盤を整備し、製品安全の確保を図る「製品安全規制のスマート化」を進める。

性能規定化の実施・整合規格の整備



技術基準の性能規定化、整合規格の整備による国際整合化の進展、公的規格活用による民間事業者の自主性の確保

電気用品の品目の大括り化

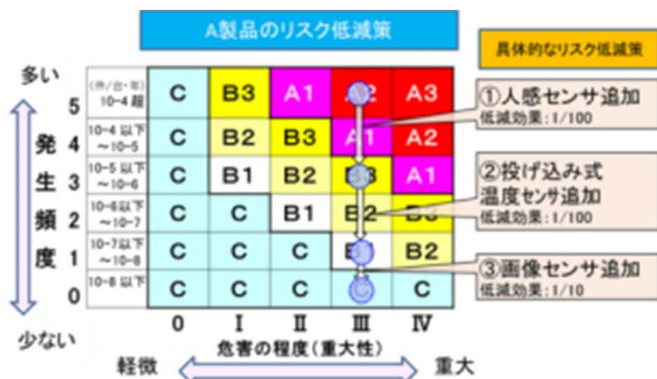
電気用品安全法施行令	
電熱器具	電気ストーブ 電気コタツ 電気湯沸器 電気洗濯機 電気乾燥機 電気火災警報器
電動応用機械器具	電動機 電動ポンプ 電動圧搾機 電動圧搾機 電動圧搾機
光源応用機械器具	LED照明器具 LED照明器具 LED照明器具 LED照明器具 LED照明器具
電子応用機械器具	電子レンジ 電子レンジ 電子レンジ 電子レンジ 電子レンジ
交流用電気機械器具	電動機 電動機 電動機 電動機 電動機

大括り化

電気用品安全法施行令	
家庭用及びこれに関する電気機器	
電動工具、園芸用機器及びこれに関する電気機器	
ランプ及び照明器具	
電子及び情報技術機器	
その他の交流用電気機械器具	

電安法の対象品目を大括り化し、対象範囲を明確化することにより、新製品に迅速に対応し、安全性を確保

ビッグデータ等を活用した情報基盤の整備



これまでの事故情報や修理・苦情情報等のビッグデータを活用した、事業者による事故未然防止策に資する情報基盤の整備と提供

事故原因究明・未然防止のインフラ高度化



(大規模燃焼実験設備)



(リチウムイオン蓄電池試験設備)

NITEへの大規模・先進的な試験設備の導入
事業者との共同利用の促進

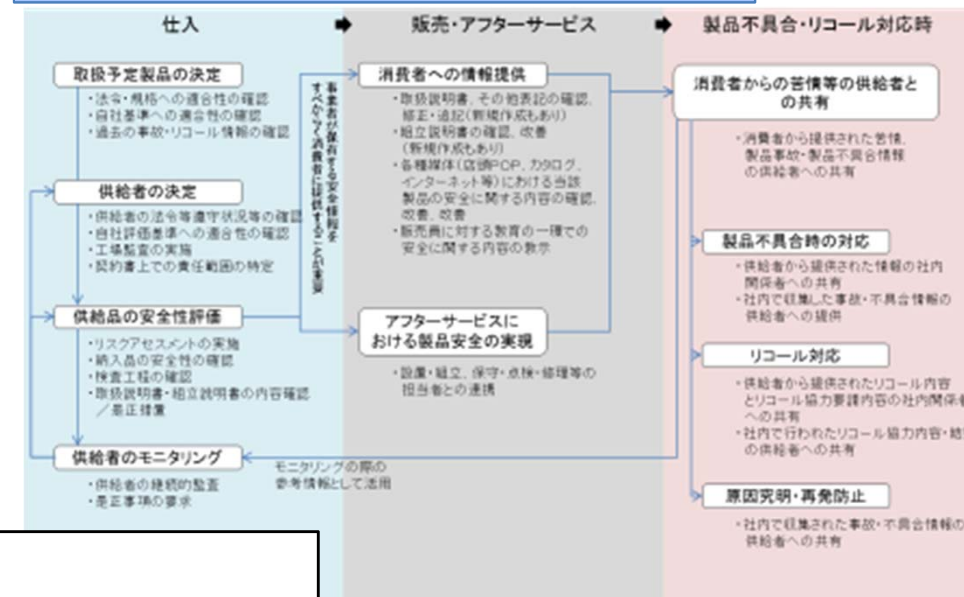
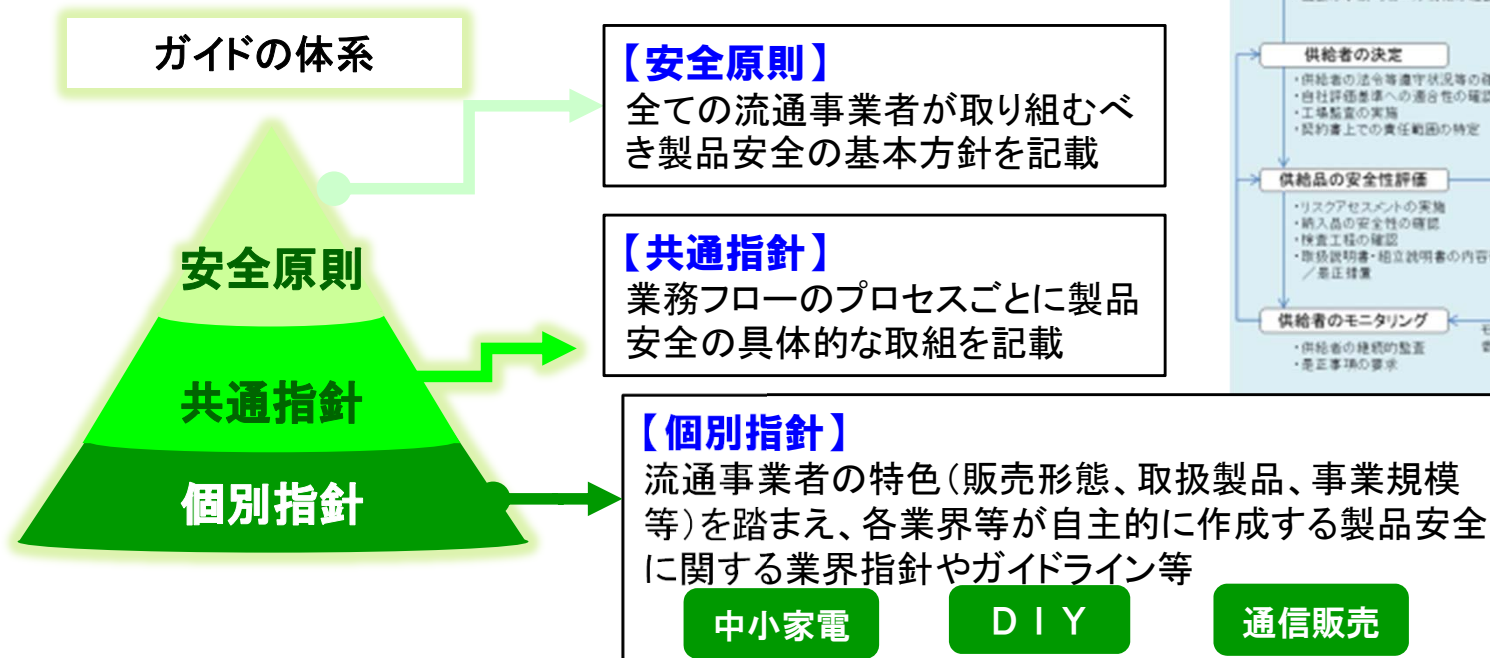
流通事業者との協力体制の強化

- 流通事業者は、直接消費者に対して商品に関する情報を提供する立場にあり、また製造・輸入事業者と消費者を繋ぐ重要な位置にいることから、流通事業者が製品安全において果たす役割が重要視されている。
- このため、2013年以降、流通事業者に対する製品安全の自主的な取組強化を要請。
- 2014年には、流通事業者のバイヤー等が安全な製品や取引先を選定する際の参考となるチェックリストを作成し、業界に向けて活用を促す。

製品安全における原則と指針を示した
「製品安全に関する流通事業者向けガイド」
策定



「マーチャンダイザー・バイヤー向け
チェックリスト」の策定



消費者への働きかけの強化

- 2007年より、毎年11月に実施している製品安全総点検週間を、今年度より製品安全総点検「月間」とし、事業者とも連携して、SNSなど新しい手段も活用しながら、消費者への働きかけを効果的に行うための様々な情報提供・周知活動を行う。

経済産業省

- HPや政府インターネットテレビ等による情報提供
- 小学生を対象とした製品安全教育の実施
- 消費者向けの製品安全セミナーを開催
(平成27年度は、全国14カ所程度で開催予定)
- 各省等と連携した周知活動の実施
 - ・小学校向け(文部科学省、NITEと連携)
 - ・消防署向け(消防庁と連携)
 - ・福祉施設向け(厚生労働省と連携)
 - ・高齢者向け(全国電商連と連携)



NITE

- プレスリリースの実施
 - ・ウォーターサーバーによる事故防止
 - ・自転車による子供の事故防止
- 動画、ポスターによる注意喚起を実施



- ◆ 製品安全総点検月間における、事業者と連携した消費者への総点検キャンペーンの展開
- ◆ 映像やSNSを活用した消費者への注意喚起の充実
- ◆ 事業者の安全対策の「見える化」をはかる



5. 商品先物市場の活性化

商品先物取引について

◇商品先物取引とは、将来の特定の日時において、あらかじめ定めた商品と代金を引き渡すことを約することをいう。

◇このような取引には、以下の3つの役割あり。

①リスクヘッジ

事業者が将来の商品価格の変動リスクを回避。

②価格指標

透明性の高い信頼性のある価格指標を提示し、取引所以外での取引においても参照。

※江戸時代、大阪で決定された米価格は、手旗信号で全国へ高速伝達された。

例：大阪→京都（大阪道で約40キロ） ----- 手旗信号で約4分

大阪→広島（山陽道で約350キロ） ----- 手旗信号で約40分

大阪→江戸（東海道で約550キロ） ----- 手旗信号と飛脚（箱根区間）で約8時間

※現在、米国原油（WTI）の先物価格は、世界の原油取引の価格指標。

東京商品取引所のゴムの先物価格は、東南アジア全域で輸出業者の指標価格。

③商品の調達

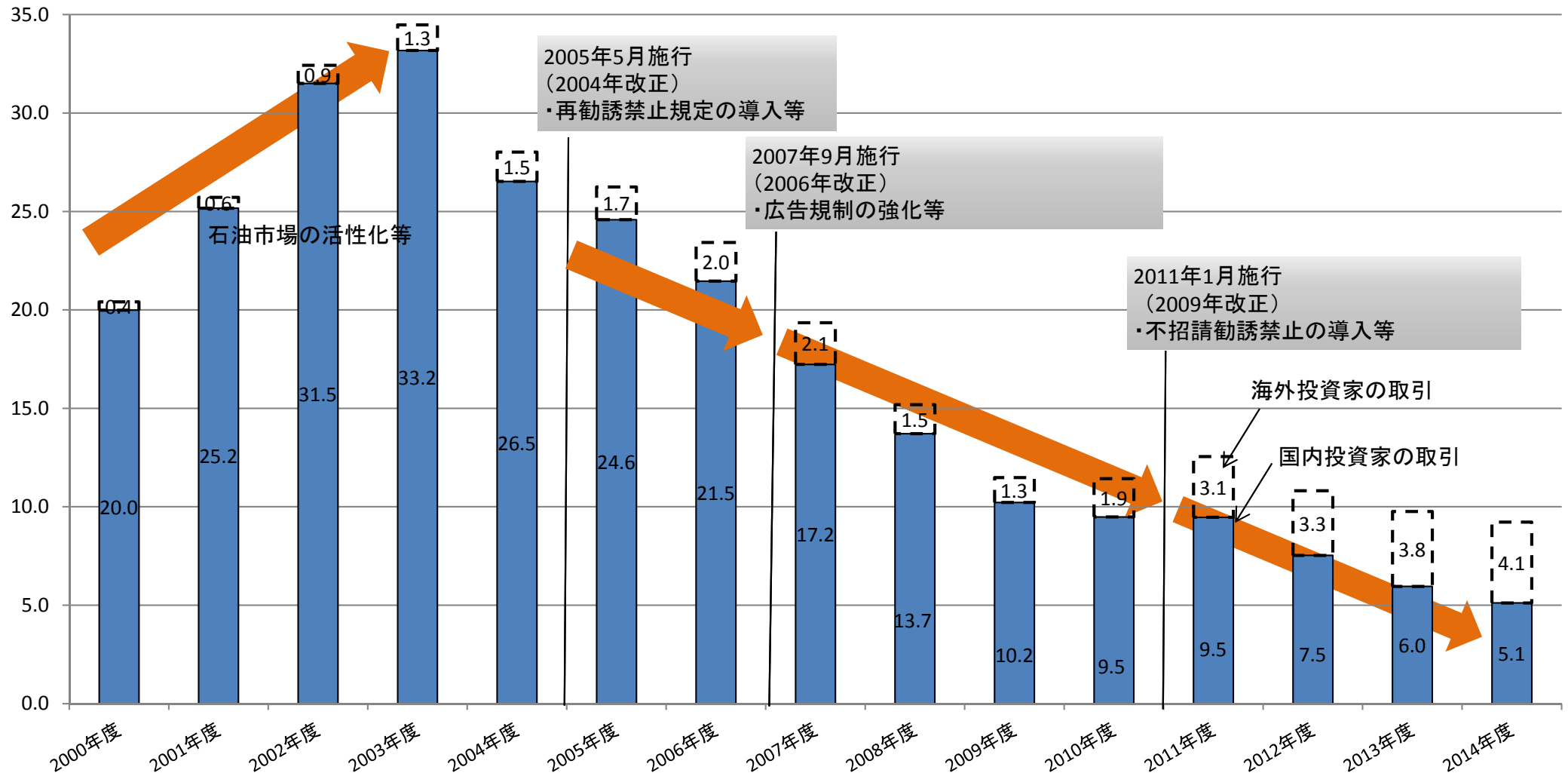
※現在、国民に身近な灯油では、関東地区の9%、中部地区の3%の調達が商品取引所を通じて行われる（2014年）。また、独立系のガソリンスタンドが数ヶ月先のガソリンを確実に調達する手段となっている（関東地区の3%）。

商品先物取引高の推移

- ◇東京商品取引所の出来高は、2003年度をピークに減少（約4分の1に減少）。
- ◇内訳をみると、海外投資家からの取引は急速に拡大。一方、国内投資家からの取引は、勧誘規制の強化のため大幅減少（過去3年間で約5割、ピークから約6分の1に減少）。

○東京商品取引所の出来高推移

1日あたり平均出来高(万枚)

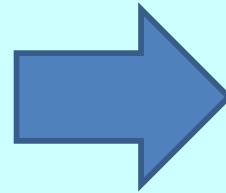


我が国のエネルギー政策と連携したエネルギー先物市場の創設

既存の上場商品
(ガソリン、軽油、灯油、原油)



今後、上場に向けた取組を行う商品
(電力、LNG)



総合的なエネルギー先物市場

投資家層拡大のための環境整備

＜海外の取引所との連携＞

- ・東京商品取引所と、世界最大の取引所グループであるシカゴ商業取引所(CME)グループとの連携

＜機関投資家の参加促進＞

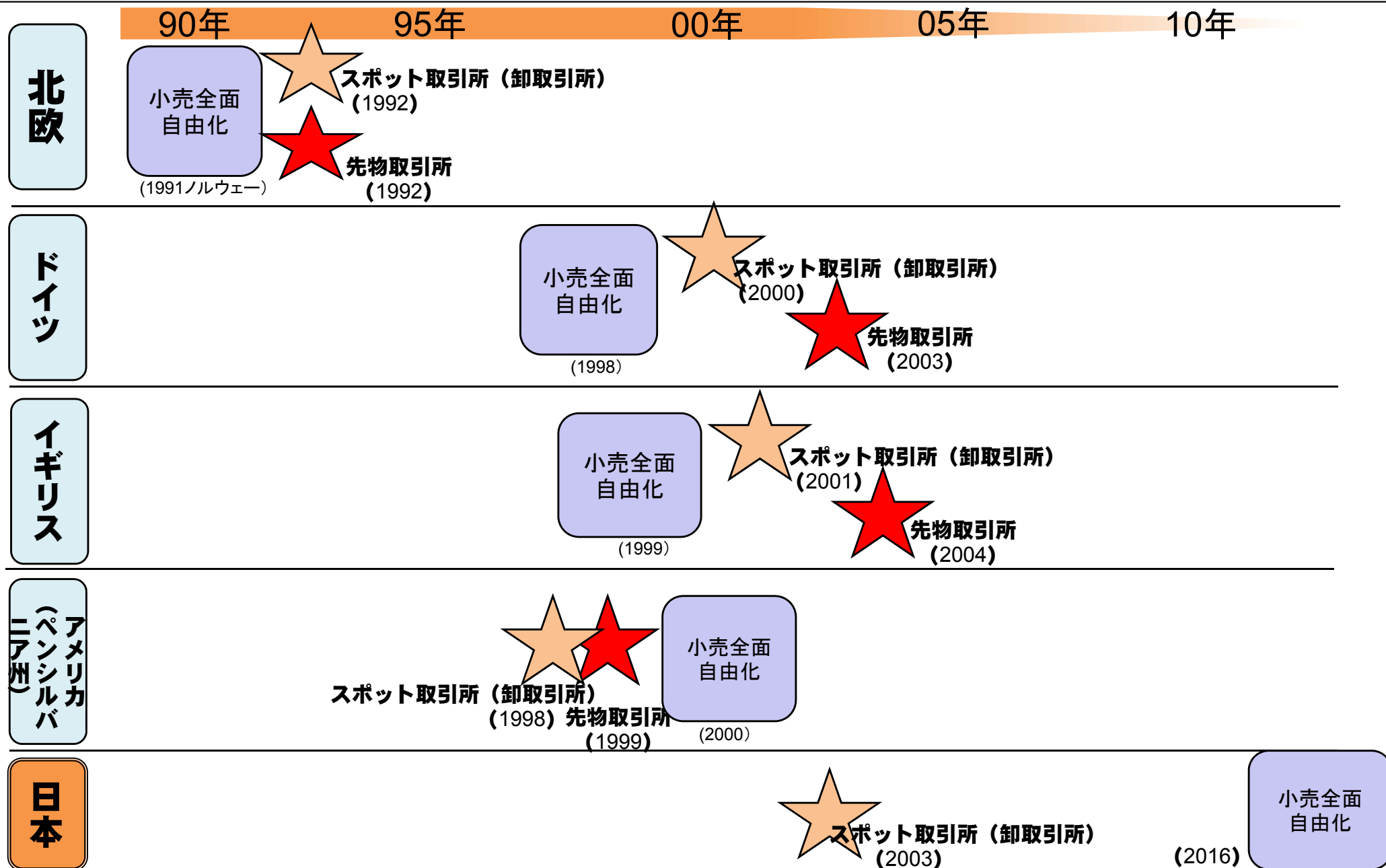
- ・年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の運用対象に商品の追加
- ・当業者のヘッジ円滑化のため、ヘッジ会計の明確化

＜個人投資家の参加促進＞

- ・勧誘規制の見直し
- ・金融所得課税の一元化(株式等と先物取引の損益通算を認める)

各国における電力システム改革の進展と電力先物取引所創設は一体

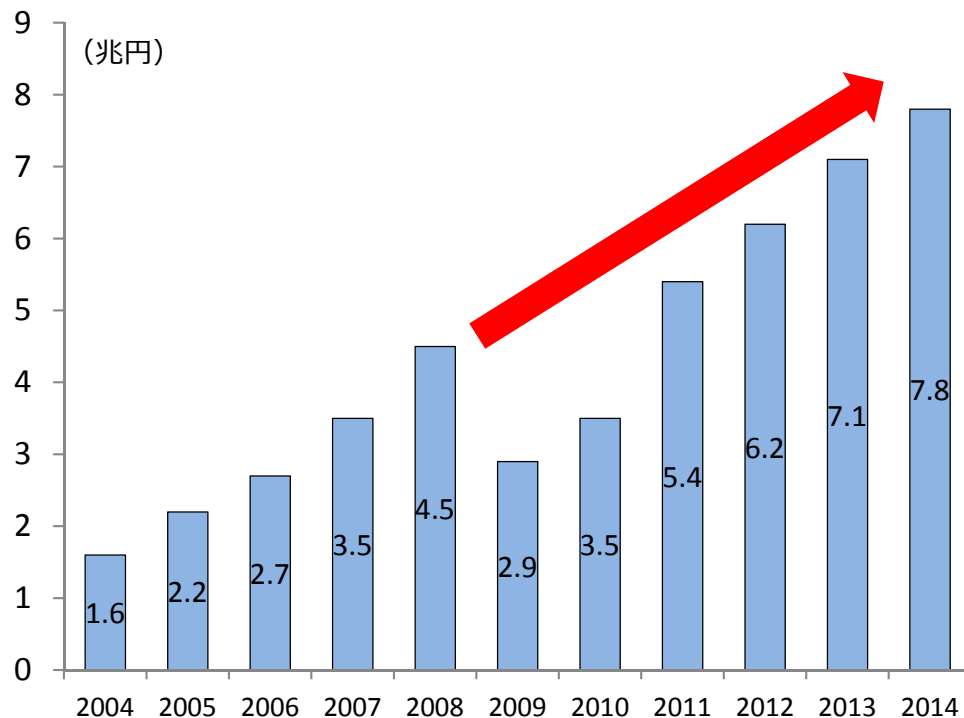
◇欧米では、電力の小売全面自由化を実施した後、1～2年後にスポット取引所（卸取引所）の創設、1～5年後に先物取引所を創設。



我が国のLNG輸入金額は大幅な増加

- 我が国のLNGの輸入金額は、東日本大震災後、発電用燃料の輸入増加等を背景に増加。
1.6兆円(2004年) → 7.8兆円(2014年)
- 我が国が輸入するLNG価格は原油価格に連動して決定。そのため、国際的な天然ガス価格がシェールガス革命等により相対的に安定的に推移している一方で、2000年代半ばから原油価格が上昇してきたことにより、LNG輸入価格も上昇。
- 近年原油価格が急激に下落したが、既に価格は上昇傾向にある。需給状態が異なり、価格変動が大きい原油リンクでLNG価格が決定するのは非合理的。

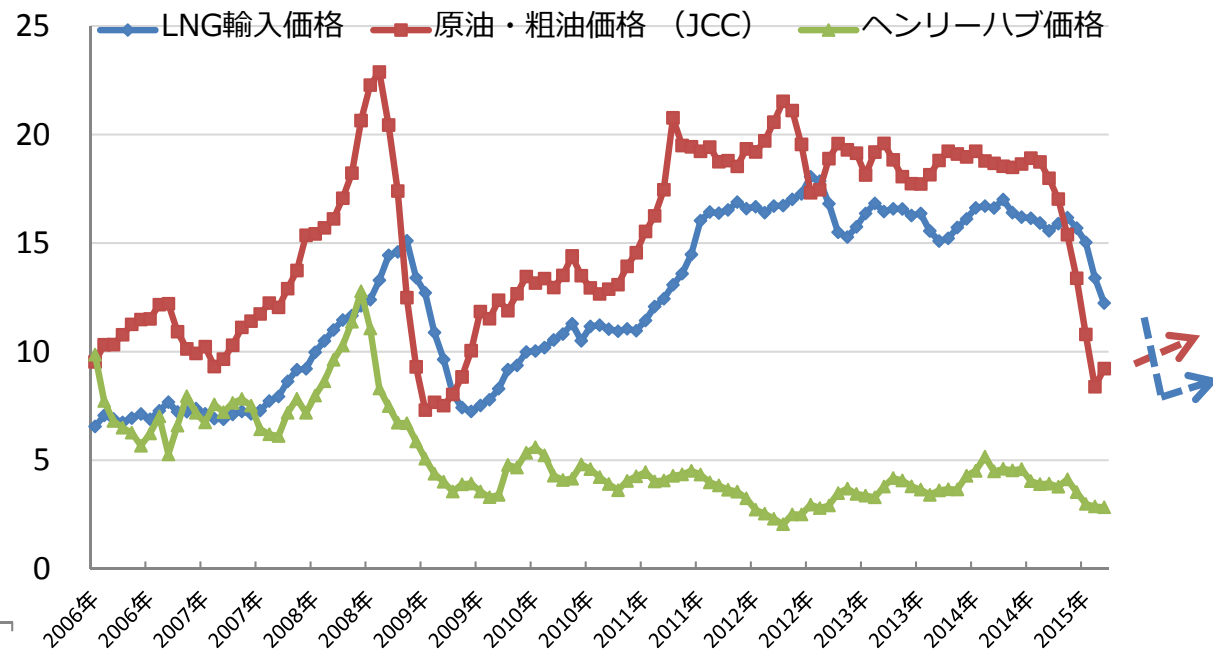
【LNG輸入金額の動向】



出所:財務省貿易統計

【天然ガス価格の動向2006年1月-2015年3月】

(\$/MMBTU)



出所:財務省貿易統計、米国EIAホームページ等

LNG先物市場により、「価格の合理化」が期待される

◇ LNG先物市場の創設により、以下の効果を期待。

- ①原油価格に連動したLNG価格決定方式から、LNG需給に基づいた価格形成へ転換。
- ②今後、米国からのシェールガスの輸入が進むとともに、米国の天然ガス価格との裁定（調整）により、日本のLNG価格が合理化。

